

## 平成26年6月発行の運用状況報告書(抜粋)

No.	請求年月日	請求公文書の名称または内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
33	H25.12.6	H23年からの東村山市自治基本条例庁内検討会議について ・会議設置の経緯がわかるもの ・会議で話し合われた内容のわかるもの(詳細なもの)	H25.12.18	部分公開	1. H23年度No.138起案書「(仮称)自治基本条例の策定に伴う庁内検討チームの設置」 2. H23年度No.152報告・復命書「第1回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」 3. H23年度No.162起案書「第2回自治基本条例庁内検討会議の開催に伴う講師の依頼」 4. H23年度No.186報告・復命書「第2回東村山市自治基本条例庁内検討会(報告)」 5. H23年度No.214報告・復命書「第3回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」 6. H23年度No.237報告・復命書「第4回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」 7. H23年度No.235起案書「H24年度の自治基本条例庁内検討会議の進め方及びメンバーの取扱い」 8. H24年度No.17報告・復命書「H24年度第1回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」 9. H24年度No.54報告・復命書「H24年度第2回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」	4の文書について「外部講師が庁内検討会議の市職員向けに行った講演のレジュメ及び講演録」(以下、講演用レジュメ等という。)は、講演者が本講演のために作成した著作物である。本講演は対象者を当該会議の委員である市職員としており、広く一般市民向けに開催されたものではない。このことから、講演用レジュメ等は未公表著作物に該当し、著作者である講演者がこの公表権を有していると考えられる(著作権法第18条第1項)。著作権法第18条第3項第3号において、著作者が未公表の著作物を地方公共団体に提供した場合には、情報公開条例の規定により公開されることについて同意したものとみなされることになる。しかしその場合において	企画政策課	※個人の著作物の公表権を条例第6条第2号個人情報とする考え方について  文書非開示決定取消請求控訴事件(平成14行コ第265号)において、公募委員応募者の小論文は個人の著作物であり本人の同意なしに公表することはその公表権を害することになることから、非開示決定が適法とされた判例、その他各自治体の不服審査会答申を参考にした。 また、外務省の【行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に関する審査基準】には、「法第5条第1号の

No.	請求年月日	請求公文書の名称または内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					10.H24年度No.87報告・復命書 「H24年度第3回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」 11.H24年度No.129報告・復命書 「H24年度第4回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」 12.H24年度No.159報告・復命書 「東村山市自治基本条例庁内検討会議のあゆみ～中間のふりかえり～(案)」 13.H24年度No.176報告・復命書 「H24年度第5回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」 14.H24年度No.177報告・復命書 「H24年度第6回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」 15.H24年度No.207報告・復命書 「東村山市自治基本条例庁内検討会議 中間報告」 16.H24年度No.211報告・復命書 「H24年度第7回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」 17.H24年度No.255報告・復命書 「H24年度第8回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」 18.H24年度No.309報告・復命書 「H24年度第9回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」	<p>も、著作者が公開決定までに別段の意思表示をしたときは、同意に関する規定の適用が排除されると定められているところ、講演者からは、市が講演記録として保管する以外は講演用レジュメ等を公開しないよう申し出がなされており、公開に反対の意思が表示されている。</p> <p>著作権法第18条第4項第3号から第5号までの規定により、未公表著作物であっても条例第6条第2号ただし書ウ(公務員の職及び職務遂行にかかわる情報)に該当すると実施機関が判断して公開するとき、又は条例第8条(裁量公開)により公益上特に公開する必要があると判断して公開するときは、著作者の公表権(同法第18条第1項)が適用されないことが定められているが、講演用レジュメ等はそのいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>したがって、講演用レジュメ等を公開した場合、著作者である個人の公表権を侵害することになることから、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開とする。</p>		<p>『個人に関する情報』には、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報も含まれる」と記載されている。さらに「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれのあるもの」の例として、「個人の著作物等財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報」が挙げられていることも参考している。</p>